

参 考 资 料

できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進する。

(1) 就学前教育・保育施設整備交付金【一部令和5年度補正予算】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。その際、「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等により整備を推進する。

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の実施に伴い、対象事業の追加を行い、試行的事業の実施事業所の整備を可能とする。

【対象事業】 · 保育所整備事業 · 幼保連携型認定こども園整備事業 · 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
· 公立認定こども園整備事業 · 小規模保育整備事業 · 防音壁整備事業 · 防犯対策強化整備事業
· こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所整備事業【令和5年度補正予算】

※防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策に必要な経費【令和5年度補正予算】

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 (私立) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 (公立) 都道府県・市区町村

【対象校種】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設、
こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所 等

(保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く)

【補助割合】 (私立) 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4
(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

(公立) 原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

※こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所の補助率は国1／2、設置者（市区町村）1／2

(2) 保育所等改修費等支援事業【一部令和5年度補正予算】 (保育対策総合支援事業費補助金)

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。その際、「新子育て安心プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を積極的に支援するため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等により整備を推進する。

また、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の実施に伴い、実施事業所の設置を行うために必要な改修費等の一部を補助する。

- 【対象事業】** ①賃貸物件による保育所改修費等支援事業
②小規模保育改修費等支援事業
③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 ④認可化移行改修費等支援事業 ⑤家庭的保育改修等支援事業
⑥こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施事業所改修等支援事業【令和5年度補正予算】

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

(1) 新設または定員拡大の場合

1 施設当たり 利用（増加）定員19名以下	15,210千円	(① 20,280千円、② 23,322千円)
利用（増加）定員20名以上59名以下	27,378千円	(① 32,448千円、② 35,490千円)
利用（増加）定員60名以上	55,770千円	(① 60,840千円、② 63,882千円)

老朽化対応の場合 1 施設当たり 27,378千円 (① 32,448千円)

(2) 1事業所当たり 22,308千円 (① 32,448千円、② 35,490千円)

(3) 1施設当たり 22,308千円 (① 32,448千円、② 35,490千円)

(4) 1施設当たり 32,448千円 (② 35,490千円)

(5) 保育所で行う場合 1か所当たり 22,308千円 (① 32,448千円、② 35,490千円)

保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,434千円

(6) 1事業所当たり 改修費等 4,000千円 礼金及び賃借料（開設前月分） 600千円

【補助割合】 (1)～(4)、(6) ※ (6)は私立の場合 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

(5)、(6) ※ (6)は公立の場合 国：1／2、市区町村：1／2

(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合)

(1)～(4) 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体 1／4 (5) 国：2／3、市区町村：1／3

保育を支える保育人材の確保のため、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

《新規資格取得支援》

(1) 保育士資格取得支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）

- ① 認定こども園に勤務している幼稚園教諭免許状を有する者及び保育所等に勤務している保育士資格を有していない者の保育士資格の取得促進を図るため、保育士養成施設における受講料（1/2相当）等の一部を補助する。
- ② 保育士試験の合格を目指す者に対し、保育士試験受験のための学習に要した費用の一部を補助することで保育士資格取得者の拡大を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【補助基準額】 ① 1人当たり 受講料の1/2（上限300千円）
代替職員経費 1人1日当たり 7.7千円

② 保育士試験受験のための学習に要した経費（教材費等）の1/2（上限150千円）
※支給対象期間：保育士試験（筆記試験）から起算して2年前までに要した費用

【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2

(2) 保育士養成施設に対する就職促進支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）

指定保育士養成施設が学生に対して保育所等への就職を促すための取組（リアリティ・ショックに対応するための特別講座の開講等）を実施した結果、保育所等への就職内定率が前年度の保育所等就職率（全国平均等）を上回った場合や過疎地や離島などいわゆる人口減少地域に所在する保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該保育所等への就職割合を上回った場合に、当該取組に要した費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県

【補助基準額】

- ・保育士養成施設における保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該施設の就職割合と比較し、2%増加するごとに、1か所当たり年額265千円を補助
- ・人口減少地域である過疎地や離島など（※）に所在する保育所等への就職内定の割合が、前年度の当該保育所等への就職割合を上回る場合、前年度の就職割合と比較し、2%増加するごとに265千円を加算

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域、離島振興法第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域など

【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/2

(3) 保育士試験追加実施支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）

保育士を確保するため、地域限定保育士試験（※）を実施する自治体に対して、当該試験の準備に必要な費用を補助する。

（※）「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」（平成27年法律第56号）により、資格取得後3年間は当該国家戦略特別区域内のみで保育士として働くことができ、4年目以降は全国で働くことができる「地域限定保育士」となるための試験の制度。今後、本制度については、児童福祉法等を改正し、全国展開を行う方針。

【実施主体】 都道府県、指定都市

【補助基準額】 地域限定保育士試験の広報に関する費用及び保育実技講習会（※）の実施に必要な費用

（※）保育の表現技術に関する演習及び実習等で構成される講習会で、当該講習会を修了した場合、実技試験が免除されるもの。

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市：1／2

(4) 保育士・保育の現場の魅力発信事業（保育対策総合支援事業費補助金）

- ① 保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、都道府県等において、保育士の専門的な保育技術を可視化するなどの保育の見える化を含め情報発信のプラットフォームの作成や保育体験イベントなど、様々な対象者に対する、保育士・保育の現場の魅力発信を実施する。
- ② 保育士が、就労条件等の改善や保護者との関係性、メンタルヘルス等について相談しやすい環境を整備するとともに、必要に応じ、関係機関と連携し、助言・指導を行う。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 ① 1自治体あたり：8,108千円

② 1自治体当たり：（労働条件等の保育士の相談窓口） 4,035千円

【補助割合】 ①国：1／2、都道府県・指定都市：1／2

②国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

(5) 保育士修学資金貸付等事業【一部令和5年度補正予算】 (保育対策総合支援事業費補助金)

指定保育士養成施設に通う学生や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。

【実施主体】 都道府県、指定都市

【貸付額(上限)】 ①保育士修学資金貸付

ア 学費 50千円（月額）

イ 入学準備金 200千円（初回に限る）

ウ 就職準備金 200千円（最終回に限る）

エ 生活費加算 40～50千円程度（月額）

②保育補助者雇上支援 2,953千円（年額） 短時間勤務の場合 2,215千円（年額）

③未就学児をもつ保育士の保育所復帰支援 54千円の半額（月額）

④潜在保育士の再就職支援 就職準備金 400千円

⑤未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援 事業利用料金の半額

【貸付期間】 ①最長2年間 ②最長3年間 ③1年間 ⑤2年間

【返還免除】 ①卒業後、5年間の実務従事（離島その他の地域については、3年）

②保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じる場合

③、④再就職後、2年間の実務従事

⑤2年間の勤務

【補助割合】 国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

《就業継続支援》

(1) 保育士や保育事業者等への巡回支援事業【拡充】保育対策総合支援事業費補助金)

- ① 保育士の離職防止や保育所等の勤務環境の改善を図るため、支援員が保育所等を巡回支援する。
- ② 保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、社会保険労務士などが巡回し、保育所等を支援するとともに、魅力ある職場づくりを行う保育所等の啓発セミナー等を支援する。
- ③ 各保育所における保育内容等の自己評価による保育実践の改善を進め、地域における保育の質の確保・向上を行い、保育士にとって働き甲斐のある環境整備を図るため、保育所等を対象とした巡回相談等を行う。

令和6年度においては、若手保育士等を支援対象としていたところ、若手に限定せず一般保育士まで支援対象とするなど支援内容等の整理を行うとともに、都道府県域で事業を実施する場合、広域での対応が可能となるよう保育士支援アドバイザー、保育事業者支援コンサルタントを更にもう1人雇い上げることができるよう補助基準額の見直しを行う。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【対象事業】 ①「保育士支援アドバイザー」による巡回支援【見直し】 ②「保育事業者支援コンサルタント」による巡回相談【見直し】

- ③放課後児童クラブへの巡回支援 ④魅力ある職場づくりに向けた保育所等への啓発セミナー等の実施
- ⑤地域保育ネットワークを含む協議会の開催

【補助基準額】 ①～③：1自治体当たり それぞれ4,064千円（①を都道府県が実施し複数配置する場合 8,128千円）【拡充】

- ④、⑤：1自治体当たり それぞれ1,634千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

(2) 保育士宿舎借り上げ支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）

保育士用の宿舎を借り上げるために必要な費用の一部を支援することで、保育士の就業継続を支援し、働きやすい環境を整備する。

令和6年度においては、事業の対象となる者とならない者との公平性等に鑑み、令和5年度に引き続き、対象期間の段階的な見直し（7年→6年）を行う。

【実施主体】 新子育て安心プランに参加する市区町村

【対象者】 採用された日から起算して8年以内の常勤の保育士

※ 直近2か年の1月の職業安定所別の保育士の有効求人倍率が連続して2未満の場合は、採用日から5年以内
ただし、直近2か年の4月の待機児童数がいずれも50人以上の場合は、当年度に限り8年以内

※ 前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は、前年度の年数を適用
対象期間の段階的な見直し（7年→6年）を行う。【見直し】

【補助基準額】 月額82,000円を上限として、市区町村別に1人当たりの月額（上限）の金額を設定

【補助割合】 国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4

(3) 保育補助者雇上強化事業【拡充】 (保育対策総合支援事業費補助金)

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

令和6年度においては、潜在保育士の再就職支援として、保育士資格を有する者を保育補助者として一定期間雇上げ、プランクの長い保育士が再び現場に復帰できるよう必要な支援を行う。

※現行：保育士資格を持っていない者を保育補助者として配置できる。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 定員121人未満の施設：年額2,338千円 又は 年額3,117千円（保育士確保が困難な地域の場合）

定員121人以上の施設：年額4,676千円 又は 年額6,234千円（保育士確保が困難な地域の場合）

【保育補助者の要件】 現に保育士として就業していない保育士資格を有する者（※）【拡充】、保育所等での実習等を修了した者等

※補助対象期間は1年を限度

【補助割合】 国：3／4、都道府県：1／8、市区町村（指定都市・中核市除く）：1／8

国：3／4、市区町村：1／4

(4) 保育体制強化事業 (保育対策総合支援事業費補助金)

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の子どもの保護者とのやりとりに係る通訳といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

また、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合の補助を行う。

【実施主体】 市区町村が認めた者

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園

※園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助（1箇所当たり月額45千円）については、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園も対象とする。（スポット支援員の配置に係る対象施設も同じ）。

【補助基準額】 1か所当たり月額100千円

※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1か所当たり月額145千円（勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加）
(保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することが要件)

※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合 1か所当たり 月額 45千円

※3 スポット支援員の配置を行った場合 1か所当たり 月額 45千円(*)

*保育支援者と合わせて補助する場合は、当該保育支援者とは別に加配することを要件とする。

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

国：1／2、市区町村：1／2

【補助要件】 保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること

(5) 保育人材等就職・交流支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）

- ① 就職相談会の開催等による潜在保育士の再就職支援や保育所見学等による新卒保育士の確保、新規採用された保育士への研修による就業継続支援など、市区町村が行う保育人材確保に関する取組に要した費用の一部を補助する。
- ② 保育所等の施設間における人材交流や保育所等への養成校の保育実習の受け入れ支援を行うことにより、技能の向上によるキャリアアップ及び保育所等への就職者の増加を図る。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ① 市区町村当たり 11,717千円

※ 待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの追加配置を支援 4,000千円（加算額）

② 保育士の実地派遣・人材交流 1人1日当たり 7,690円（代替保育士等雇上費）

実習受入費 1人当たり 10,000円

調整費 1人当たり 4,000円

【補助割合】 ①国：1／2、市区町村：1／2 ②国：3／4、市区町村：1／4

《離職者の再就職支援》

(1) 保育士・保育所支援センター設置運営事業【拡充】（保育対策総合支援事業費補助金）

潜在保育士等への就職支援、保育所等に勤務する保育士等への相談支援、保育所等の潜在保育士活用支援等を実施する保育士・保育所支援センターの設置・運営に要する費用の一部を補助する。

令和6年度においては、保育所等で働くことを希望している潜在保育士への情報提供や見学同行等、復職に向けた伴走支援を行うために「保育士キャリアアドバイザー」を配置する。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【補助基準額】 保育士・保育所支援センター運営費 7,500千円

保育士再就職支援コーディネーター雇上費 4,000千円

※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算

※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

復職前研修実施経費 477千円

離職した保育士等に対する再就職支援 6,372千円

保育士登録簿を活用した就職促進 3,588千円

マッチングシステム導入費 7,000千円

保育士キャリアアドバイザー雇上費 200千円（月額）【拡充】

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市：1／2

《保育士の質の向上と保育人材確保のための研修》

(こども政策推進事業費補助金 35億円(37億円)の内数)

(1) 保育士等キャリアアップ研修事業

保育所等におけるリーダー的職員の職務内容に応じた専門性の向上を図るため、国で示した保育士等キャリアアップ研修について、都道府県が行う研修又は都道府県が指定した研修を実施するために必要な費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県

【補助基準額】 研修の実施に必要な費用

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／2

(2) 保育の質の向上のための研修事業

保育所の職員等を対象に、質の高い保育を安定的に提供するべく、保育の専門性向上を図るための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 研修の実施に必要な費用

【補助割合】 国：1／2、都道府県、市区町村：1／2

(3) 新規卒業者の確保、就業継続支援事業

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、「新規卒業者の確保」及び「就業継続支援」に関する研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 研修の実施に必要な費用

【補助割合】 国：1／2、都道府県、市区町村：1／2

(4) 多様な保育研修事業

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、延長保育事業（訪問型）、一時預かり事業（居宅訪問型）又は病児保育事業に従事する者に必要な知識の修得、資質を確保するために必要な研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 研修の実施に必要な費用

【補助割合】 国：1／2、都道府県、市区町村：1／2

保育保育所等における業務のICT化等を推進することにより、保育士の業務負担の軽減を図り、保育士が働きやすい環境を整備する。

(1) 保育所等におけるICT化推進等事業【拡充・令和5年度補正予算】(保育対策総合支援事業費補助金)

保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援するとともに、都道府県等で実施されている研修について、在宅等で受講できるよう、オンライン研修を行うために必要な教材作成経費等を支援する。

また、都道府県が実施する保育士試験の申請手続や保育士資格の登録申請手続等について、自治体の保有する各種情報との連携を可能とするために必要なシステム改修費等を支援する。

実費徴収や延長保育等を利用する際にかかる費用の徴収について、保育士の業務負担軽減の観点から、キャッシュレス決済を導入する場合の費用について、新たに補助対象とする。

さらに、自治体（都道府県・市区町村）において、自治体・ICT関連事業者・保育事業者などで構成される協議会を設置し、システムの導入にかかる費用の補助以外の取組を行っている場合の補助率の嵩上げや病児保育におけるICT化の推進として、管内の病児保育施設の70%に予約システムを導入した自治体への補助率の嵩上げを行う。

このほか、医療ケア児を受入れる保育所について、医療的ケア児とのコミュニケーションツールとなるICT機器の補助を行う。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 (1) (7) 業務のICT化等を行うためのシステム導入

1 機能の場合・・・1施設当たり 20万円（併せて端末購入等を行う場合： 70万円）

2 機能の場合・・・1施設当たり 40万円（併せて端末購入等を行う場合： 90万円）

3 機能の場合・・・1施設当たり 60万円（併せて端末購入等を行う場合： 110万円）

4 機能の場合・・・1施設当たり 80万円（併せて端末購入等を行う場合： 130万円）

(1) 翻訳機等の購入 1施設当たり：150千円

(2) 認可外保育施設における機器の導入 1施設当たり：200千円

(3) 病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）のICT化を行うためのシステム導入

(7) 1自治体当たり：5,000千円 (1) 1施設当たり：1,000千円

(4) 研修のオンライン化事業 1自治体当たり：4,000千円

(5) 保育士資格取得に係るシステム改修 総額99,640千円のうち令和3年度の各都道府県の受験者数の割合に応じて設定

(6) 児童館のICT化を行うためのシステム導入 1施設当たり 500千円

(7) 医療的ケア児を受入れる保育所におけるICT機器導入 1施設当たり 200千円

【補助割合】 (1) 国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4 ※協議会設置等の場合 国：2／3、市区町村：1／12、事業者：1／4

(2) 国：1／2、都道府県・市区町村：1／4、事業者：1／4

(3) (7) 国：1／2、市区町村：1／2 (1) 国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4

※(ア)について、管内の病児保育施設の70%に予約システムを導入した自治体 国：2／3、市区町村：1／3

(4) 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2 (5) 国：1／2、都道府県：1／2 (6) 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

(7) 国：1／2、市区町村：1／2

※ (1)～(3)について、地方自治体が運営する施設を対象にする場合は、国：1／2、自治体：1／2

(1)～(2)は財政力指数が1.0未満の地方自治体が対象。)

(2) 保育所等におけるICT化推進等事業【拡充・令和5年度補正予算】(保育対策総合支援事業費補助金)

ICT化推進に係る施策の検討に向けた基礎的データを把握するため、保育施設等におけるICT導入状況等に関する調査研究事業を実施。

【実施主体】 民間団体（公募）

【補助割合】 国：定額

(3) こども政策DXの実現に向けた実証事業【拡充・令和5年度補正予算】(こども政策推進事業委託費)

給付・監査等の業務負担が大きいとされる保育現場でのDXの実現に向けて、行政事務の運用実態を把握して、標準化やデジタル化を進めるための調査研究事業を実施。（「デジタル行財政改革」の取組やデジ田交付金を活用した先行モデル事業とも緊密に連携）

【実施主体】 国（公募）

【補助割合】 国：定額

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形での保育の実施を支援する。

(1) 医療的ケア児保育支援事業【拡充・一部令和5年度補正予算】(保育対策総合支援事業費補助金)

医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、保育所等における看護師の配置や、保育士の喀痰吸引等に係る研修の受講等への支援を実施する。

医療的ケア児の受け入れを行う保育所等について、効果的・効率的な巡回による看護師配置を行うことを目的として「医療的ケア巡回型」を創設するほか、医療的ケア児の保育にあたる保育士等及び看護師等の研修の充実、医療的ケア児の災害対策および個別性に着目した備品の補助等を実施する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】

○基本分単価

① 看護師等の配置 1施設当たり 5,290千円

(2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算、

さらに効果的・効率的な巡回による看護師配置を行うことを目的として「医療的ケア巡回型」を創設。(1自治体あたり 5,010千円)【拡充】

○加算分単価

② 研修の受講支援【拡充】 1施設当たり 300千円 ※看護師等及び保育士等が喀痰吸引以外の研修を受講する場合も対象とする。

③ 補助者の配置 1施設当たり 2,232千円

④ 医療的ケア保育支援者の配置 1市区町村当たり 2,232千円 喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算)

⑤ ガイドラインの策定 1市区町村当たり 577千円 ⑥ 検討会の設置 1市区町村当たり 360千円

⑦ 医療的ケア児の備品補助【拡充】 1施設当たり 10万円 (医療的ケア児の個別性に応じて必要となる備品 例:抱っこひも・ベッド等)

⑧ 災害対策備品整備【拡充】 1施設当たり 10万円 (災害対策として停電時等に必要となる備品 例:外部バッテリー・手動式吸引器等)

※②、⑤、⑥はそれぞれ単独で補助することを可能とする。

【補助割合】 国: 1/2、都道府県・指定都市・中核市: 1/2 国: 1/2、都道府県: 1/4、市区町村: 1/4

*医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を嵩上げ

3年後の医療的ケア児の保育ニーズ(見込み)に対して、受入予定の医療的ケア児人数(見込み)が上回ること。

国: 2/3、都道府県・指定都市・中核市: 1/3

国: 2/3、都道府県: 1/6、市区町村: 1/6

(2) 広域的保育所等利用事業(保育対策総合支援事業費補助金)

近隣に入所可能な保育所等が見つからない子どもに対し、自宅から遠距離にある保育所等への通所を可能にするため、バス等を活用した送迎を実施するために必要な費用を補助する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ・保育士雇上費 5,000千円 (加配数に応じて3,000千円を加算) ・運転手雇上費 5,000千円 (加配数に応じて3,000千円を加算)

・事業費 (損害賠償保険含む) 10,202千円 (自宅送迎の場合 1,119千円)

・バス購入費 15,000千円 ・バス借上費 7,500千円 ・改修費 7,270千円

【補助割合】 国: 1/2、市区町村: 1/2

(3) 家庭支援推進保育事業【拡充】（保育対策総合支援事業費補助金）

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等に配慮が必要な家庭や、外国人子育て家庭について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要な家庭におけるこどもを多数（40%以上）受け入れている保育所に対して保育士の加配を行う。

令和6年度においては、現行の要件に加え、特に配慮が必要な家庭にあるこどもの入所が「30%以上」となる保育所を追加する。「30%以上」とする保育所の要件については、市町村が参考する「要保護児童対策地域協議会」に保育士が構成員として参加する保育所とする。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 1か所当たり 3,859千円

（外国人子育て家庭の児童が占める割合が特に高い（20%以上）場合）

1か所当たり 7,718千円（保育士を配置する場合）

1か所当たり 5,351千円（文化・慣習等に精通した非常勤職員を配置する場合）

※文化・慣習等に精通した非常勤職員については、市町村等に配置された者が適宜必要な保育所に巡回し支援を実施することも可能

【補助割合】 国：1／2、市区町村：1／2

(4) 新たな待機児童対策提案型事業（保育対策総合支援事業費補助金）

待機児童対策協議会に参加する自治体が提案する待機児童の解消等に向けた先駆的な取組であって、こども家庭庁が適当と認めた事業について採択を行い、当該事業の実施に必要な費用を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 1自治体当たり 上限10,000千円

【補助割合】 国：10／10

(5) 保育利用支援事業（入園予約制）【拡充】（保育対策総合支援事業費補助金）

保育所の入園のために育児休業期間を切り上げている保護者がいる現状に鑑み、育児休業終了後の入園予約の仕組みを設け、職場復帰に向けた保育所入園時期に関する保護者の不安を解消するため、以下の支援を行う。

①代替保育利用支援

育児休業終了後から保育所等に入園する翌4月までの間、利用した代替保育（一時預かり事業等）に係る利用料を支援。

②予約制導入に係る体制整備

入園予約制を導入した保育所等に対し、こどもが入園するまでの間、保護者への相談対応や自治体との連絡調整等を行う職員の配置に必要な費用を支援。

令和6年度においては、①1年の育休取得後に限定せずに、慣らし保育等で育休の切り上げを希望する者も対象とする、②出産を機に退職した後、こどもが満1歳を迎えてから翌4月までに、再就職のために保育所等への入所を希望する者も対象に追加する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ①子ども1人当たり 月額 20千円

②施設1か所当たり 年額2,406千円

【補助割合】 国：1／2、市区町村：1／2

(6) 3歳児受入れ等連携支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）

保育所等において、満3歳以上こどもの受入れを重点的に行い、家庭的保育事業者等と積極的に接続を行った場合に当該保育所等を支援することにより、家庭的保育事業等を利用するこどもの3歳到達時における保育所等への円滑な接続を図る。

また、家庭的保育者が保育に専念できる環境を整備することにより、家庭的保育事業への参入を促進するとともに、家庭的保育事業の普及及び質の向上を図る。

- ① 小規模保育事業等との連携を積極的に行う保育所等（公立保育所を含む）に対して、小規模保育事業等への相談・助言や、受入れ保育所等において利用乳幼児に集団保育を体験させるための行事の参加等を行う場合の調整を担う「連携支援コーディネーター」の配置や事務諸経費等に必要な費用を支援する。
- ② 複数の家庭的保育事業所及び連携施設がコンソーシアム（共同事業体）を形成し、情報・ノウハウの共有や、保育環境の整備（共同での備品購入、給食提供、代替保育の連携等）、経営の効率化（経理面での共同管理等）等を共同で行う場合に「コンソーシアムコーディネーター」を配置するために必要な費用を支援する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ①1か所当たり年額 4,549千円

②1自治体当たり年額 4,183千円（コーディネーターを2人以上配置する場合は、8,183千円）

【補助割合】 国：1／2、市区町村：1／2

(7) 都市部における保育所等への賃借料等支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）

都市部における保育所等のうち、賃借料が公定価格の賃借料加算の3倍を超えるものについて、公定価格における賃借料加算との乖離分の一部を補助する。

また、土地の確保が困難な都市部での保育所整備を促進するため、施設整備補助を受けずに保育所等の整備を行う法人に対し、土地借料の一部を支援する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ①賃借料の補助 1施設当たり 22,000千円※

※ 特別区及び財政力指数が1.0を超える市町村の場合、補助基準額の9／10

※ 待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす場合は、保育所等を開設した年度に限り、賃借料が公定価格の賃借料加算の2倍を超えるものについても、1施設当たり12,000千円を基準額として補助

②土地借料の補助 1施設当たり 21,200千円

【補助割合】 国：1／2、市区町村：1／4、事業者：1／4

(8) 民有地マッチング事業（保育対策総合支援事業費補助金）

保育所、認定こども園の整備等を促進するため、土地等所有者と保育所等を整備する法人等のマッチングを行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図る。

①土地等所有者と保育所等整備法人等のマッチング支援

土地等所有者と保育所等整備法人等のマッチングを行うため、地権者から整備候補地の公募・選考等を行うとともに、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う。

②整備候補地等の確保支援

地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置や担当職員の配置等、整備候補地の積極的な掘り起こしを行う。

③地域連携コーディネーターの配置支援

保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整など、保育所等の設置を推進するためのコーディネーターを配置する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 ①1自治体当たり 6,000千円 ②1自治体当たり 4,500千円 ③1か所当たり 4,400千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

(9) 保育所等における要支援児童等対応推進事業（保育対策総合支援事業費補助金）

保育所等において、保育士等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者等）の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 1か所当たり 4,567千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／4、市区町村 1／4

※都道府県が実施する場合は 国：1／2、都道府県：1／2

(10) 待機児童対策協議会推進事業（保育対策総合支援事業費補助金）

待機児童対策協議会の協議を受けて実施する、

- ・保育所等の広域利用調整や公有地等での保育所等設置に係る調整業務
- ・都道府県内の市区町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開
- ・幼稚園の認定こども園への移行促進 等

を担う職員を都道府県に配置するための費用を補助する。

【実施主体】 都道府県

【補助基準額】 1都道府県当たり 2,857千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／2

(11) 保育環境改善等事業【拡充】（保育対策総合支援事業費補助金）

保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

令和6年度においては、安全対策事業において、ICTを活用したこども見守りサービス（GPSやBluetoothを活用したシステムなど）などの安全対策に資する機器等を導入するための経費について、令和4年度第2次補正予算に引き続き支援する。

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【対象事業】 1. 基本改善事業（改修等） ①保育所等設置促進等事業 ②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業
③ノンコンタクトタイムを確保し、保育士同士で保育の振り返り等を実施するためのスペース等の設置に
必要となる改修費等について補助

2. 環境改善事業（設備整備等）

①障害児受入促進事業 ②分園推進事業 ③熱中症対策事業 ④安全対策事業 ⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業
⑥緊急一時預かり推進事業 ⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受け入れ支援事業
⑧感染症対策事業 ⑨保育環境向上等事業

【補助制限】 制限無し：1. ①、②、2. ①、②、⑤～⑦ 10年間の経過期間を設けた上で制限を撤廃：2. ③、④、⑧、⑨

【補助基準額】 1. 基本改善事業

1施設当たり 7,200千円

ノンコンタクトタイムスペース改修費の場合 1施設当たり 100千円

2. 環境改善事業（①～③、⑤、⑧、⑨） 1施設当たり 1,029千円

（④（午睡センサー等） 1施設当たり 500千円以内

（④（ICT見守り機器） 1施設当たり 200千円以内

（⑥、⑦） 1施設当たり 32,448千円

【補助割合】 2. ④の事業 国：1／2、都道府県・市区町村：1／4、事業者：1／4 2. ⑥⑦の事業 国：1／2、市区町村：1／2

それ以外の事業 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3 又は 国：1／3、指定都市・中核市：2／3

(12) 保育所等における2歳児の減少を受けた事業実施に対する支援事業【新規】（保育対策総合支援事業費補助金）

保育所の2歳児（年度途中で満3歳を迎える児童）について、年度の途中で利用児童数が減少してしまうようなケースが生じた場合を対象に、地域の在宅低年齢児に対する相談支援を実施するための経費を補助する。

【事業概要】 ○前年度における2歳児の各月初日の利用児童数を比較して減少幅が一定程度（※）の保育所等を対象。

※ 「3人以上」かつその影響が「3月以上」（年度当初あるいは最多月に比して3人以上減っている月が3月以上）

○対象保育所は地域の在宅低年齢児に対する相談支援を実施。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 1,000千円

【補助率】 国1／2、市町村1／2

認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置や、必要な知識、技能の修得及び資質確保の研修の実施等、認可外保育施設の認可保育所等への移行に向けた支援を行う。

(1) 保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業（保育対策総合支援事業費補助金）

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 ①研修開催 1回当たり 355千円 ②巡回支援指導事業 指導員1人当たり 4,062千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

(2) 認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）

認可化移行を希望する認可外保育施設において移行の障害となっている事由を調査・診断するとともに、移行のための計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行い、認可外保育施設の認可保育所等への円滑な移行を支援する。また、認可外保育施設が認可保育所等へ円滑に移行できるよう、現行の施設では立地場所や敷地面積の制約上、基準を満たすことができない場合に移転等に必要な費用の一部を補助する。

【実施主体】 ①～③：都道府県、市区町村 ④：市区町村

【補助基準額】 ①認可化移行可能性調査支援 1施設当たり 600千円

②認可化移行助言指導支援 1施設当たり 535千円

③指導監督基準遵守助言指導支援 1施設当たり 803千円

④移転費等支援 1か所当たり 移転費 1,217千円、仮設設置費 3,853千円

【補助割合】 ①～③：国：1／2、都道府県・市区町村：1／2

④：国：1／2、市区町村：1／2

(3) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業（保育対策総合支援事業費補助金）

認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もってこどもの福祉の向上を図る。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 職員の健康診断 1市区町村当たり 354千円

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3 又は 国：1／3、指定都市・中核市：2／3

(4) 認可外保育施設改修費等支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）

認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等を支援する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 《要件1》改修費等 1か所当たり 34,946千円 移転費等 1か所当たり 5,461千円
《要件2》改修費等 1か所当たり 17,473千円 移転費 1か所当たり 1,311千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・市区町村：1／4、事業者：1／4

【補助要件】

<要件1>

1. 職員配置は指導監督基準を満たしていること（有資格者の配置1／3以上）。
2. 設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
3. 「認可化移行計画」を策定し、
 - ① 無償化猶予期間である2024年度までの間に指導監督基準（※）適合化を図ること、
(※) 職員配置、設備基準だけではなく、職員の健康診断の実施、消防計画の策定・訓練の実施など、他の要件も満たすこと。
 - ② 当該事業による補助を受けた後、2025年度までの間に認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から5年以内に認可施設・事業への移行を図ることにより、段階的に認可施設・事業への移行を目指す。

<要件2> ※ 本要件を適用する場合は、指導監督基準を満たすための改修が対象となる。

都道府県と市区町村との連名により、以下（1）～（3）の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

- (1) 市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
- (2) 都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について
- (3) 事業実施期間

※ 本要件による補助は、幼稚教育・保育の無償化経過措置が終了する令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意（令和6年度予算まで）。

(5) 保育士資格取得支援事業（保育対策総合支援事業費補助金）<一部再掲>

認可外保育施設で勤務する保育従事者が、保育士資格を取得するために要した養成校の受講料等及び保育士試験受験のための学習費の一部を補助することで、保育士資格取得者の拡大を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市

【補助基準額】 ① 1人当たり 受講料の1／2（上限300千円） 代替職員経費 1人1日当たり 7千円

② 保育士試験受験のための学習に要した経費（教材費等）の1／2（上限150千円）

※支給対象期間：保育士試験（筆記試験）から起算して2年前までに要した費用

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市：1／2

『特例』

認可外保育施設指導監督基準への適合を促進するため、「認可外保育施設保育士資格取得支援事業」及び「受験対策学習費用補助事業」について、それぞれ以下の要件を満たした施設に勤務する者、保育士試験合格後に以下の要件を満たした施設で保育士として勤務することが決定した者についても支援対象とする。（本要件による補助の場合は「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設であることを要件としない。）

►要件：都道府県と市区町村との連名により、以下（1）～（3）の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

（1）市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨

（2）都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について

（3）事業実施期間

※ 本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意（令和6年度予算まで）。

(6) ベビーシッターの研修機会の確保及び資質向上事業（こども政策推進事業費補助金）

ベビーシッターが認可外保育施設指導監督基準の有資格者要件を満たすための研修機会や有資格者要件を満たしたベビーシッター向けの更なる研鑽のための研修機会を増加させることにより、ベビーシッターの更なる質の向上を図る。

【実施主体】 民間事業者（公募により決定）

【補助割合】 定額

ベビーシッターに対する研修等に関する実績及び全国的に研修等を提供できる体制を有する民間事業者において行う、以下の取組を総合的に支援する。

① 指導監督基準を満たすための研修の平日夜や土日の実施のほか、更なる研修受講推進のための円滑な研修実施に向けた取組（例として、「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目履修の利便性向上に向けた保育士養成施設との調整等を想定）

② 既に指導監督基準を満たすベビーシッターに対する、その質の維持・向上を図るためのフォローアップ研修等の実施のほか、質の高いベビーシッターの養成を推進するための取組の実施（例として、保育士養成施設に通う学生の「認定ベビーシッター」資格取得に関する科目履修の利用者負担に配慮した利用の促進等を想定）

「新子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿確保を行うとともに、引き続き、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上等を図る。

また、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

《教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実》

(令和6年度予算案・令和5年度補正予算額)

(前年度予算額)

1兆9,853億円+620億円 (1兆9,028億円)

(1) 子どものための教育・保育給付等

- 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育所に係る運営費）
- 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）
- 子育てのための施設等利用給付 等

【主な拡充事項】

- △ 4・5歳児の職員配置基準を30対1から25対1へと改善し、それに対応する加算措置※を設ける。これと併せて最低基準の改正（30対1→25対1）を行う（当分の間は従前の基準による運営も可能とする経過措置を設ける。）。また、3歳児についても、4・5歳児と同様に、最低基準の改正（20対1→15対1）を行う。
※チーム保育推進加算やチーム保育加配加算を取得している施設は、25対1以上の配置が実現可能となっているため、引き続き、当該加算のみを適用。
- △ 保育士等の待遇改善について、令和5年度人事院勧告を踏まえた対応を実施。また、待遇改善等加算に関する提出書類を簡素化。
- △ 地域区分の見直し
令和3年度介護報酬改定の内容を踏まえ、隣接する地域の状況に基づく補正ルールを追加する。
- △ 主任保育士専任加算の要件の見直し
0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する職員体制を維持し、③地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた月（令和5年度に特例の適用があった月を含む）については、要件を満たしたものと取り扱う。
- △ 主管教諭等専任加算の見直し
幼児教育センター等と連携した園内研修の実施によっても取得できるよう要件を弾力化する。
- △ 小学校接続加算の見直し
小学校接続加算を取得するために施設が満たすべき要件を二段階立てとして、下記要件（※）i～iiを満たした場合を一段階目、下記要件i～iiiを満たした場合を二段階目とともに、加算額の見直しを行う。
(※) 要件 i 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にすること。
ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。
iii 小学校と協働して、5歳児から小学校1年生のかけ橋期のカリキュラムを編成・実施していること。

【実施主体】 市区町村

【負担割合】 国：1／2、都道府県：1／4、市町村：1／4等 ※事業主拠出金充当額控除後の負担割合

(2) 地域子ども・子育て支援事業

市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。

①利用者支援事業【拡充】

主として、市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。

令和4年改正児童福祉法施行に伴い、こども家庭センター及び地域子育て相談支援機関の整備を推進するとともに、「こども未来戦略方針」を踏まえ、こども家庭センターにおける統括支援員の配置にかかる補助を拡大する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 基本事業 3,078千円

加算事業 夜間開所 1,408千円、休日開所 758千円、出張相談支援 1,082千円、機能強化取組 1,877千円、
多言語対応 805千円、特別支援対応 751千円

【補助割合】 国：2／3、都道府県：1／6、市区町村：1／6

②病児保育事業【拡充】

子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の子どもを一時的に保育することで、安心して子育てができる環境整備を図る。

病児保育の安定的な運営に資するよう、「こども未来戦略」に基づく基本分単価の引き上げを行うとともに、当日キャンセル対応加算を本格実施する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 (病児対応型1か所当たり年額)

基本分単価 7,031千円

加算分単価 1,000千円～38,000千円(※)

※ 延べ利用児童数が50人未満の場合は加算なし。

※ 延べ利用児童数が年間4,000人を超える場合は別途協議

送迎対応看護師雇上費 5,400千円

送迎経費 3,634千円

当日キャンセル対応加算 247千円～1,005千円

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

③延長保育事業【拡充】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する。

1時間の延長保育を実施する場合の平均対象児童数を引き下げるとともに、30分の延長保育を実施する場合の補助基準額の引き上げ等を行う。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ①保育短時間認定（保育所：在籍児童1人当たり年額）

1時間延長 18,800円、2時間延長 37,600円、3時間延長 56,400円

②保育標準時間認定（保育所：1事業所当たり年額）

30分延長 300,000円、1時間延長 1,667,000円、2～3時間延長 2,640,000円

4～5時間延長 5,510,000円、6時間以上延長 6,485,000円

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

④一時預かり事業

日常生活上の事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、乳幼児を保育所等で一時的に預かる。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 一般型基本分 1か所当たり年額 2,751千円～48,279千円

※ 延べ利用児童数が年間20,100人を超える場合は別途協議

【補助割合】 国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3

《企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援》

(令和6年度予算案)

2, 361億円

(前年度予算額)

(2, 090億円)

(1) 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設を支援する。

【実施主体】 公募団体

【補助割合】 定額（10／10相当）

(2) 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

適切な執行管理のための発行枚数の管理、制度の趣旨を徹底するための周知等を実施する。

【実施主体】 公募団体

【補助割合】 定額（10／10相当）

全ての子育て家庭を対象とした支援の強化として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制（仮称）」の本格実施を見据えた試行的事業について、2023年度中の開始も可能となるよう支援を行う。

また、こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向け、こども家庭庁においてシステム基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用できるようにすることにより、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図る。

(1) こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業【新規・令和5年度補正予算】

（保育対策総合支援事業費補助金：91億円）

【実施主体】市町村（※）（市町村が認めた者への委託可。）

※実施自治体は、実施体制等を考慮して、公募により選定

【対象児童】保育所等に通所していない0歳6か月～2歳の未就園児

【補助単価】①預かりに必要な経費 1自治体当たり年額

※150自治体程度での実施を想定し、以下の自治体ごとの補助総額の上限を予定。

- A. 人口100万人以上の自治体 : 132,152千円
- B. 人口50万人以上100万人未満の自治体 : 119,047千円
- C. 人口10万人以上50万人未満の自治体 : 114,932千円
- D. 人口5万人以上10万人未満の自治体 : 32,589千円
- E. 人口5万人未満の自治体 : 17,002千円

②指導監督員の雇上げに必要な経費 1自治体当たり年額

- A. 41,066千円
- B. 18,252千円
- C. 9,126千円
- D. E. 4,563千円

③賃借料補助（令和5年度以降に賃借により開設した事業所に限る） 1事業所当たり年額 3,066千円

【補助割合】国：3/4 市町村：1/4

(2) こども誰でも通園制度（仮称）の創設に向けたシステム構築【新規・令和5年度補正予算】

以下の機能を備えた、総合支援システム（仮称）の構築を行う。

①利用者が簡単に予約できること（予約管理）

②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）

③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）

【実施主体】国（公募）

【補助割合】定額（10／10相当）

保育所における子どもの安全対策として、設備等の支援を行う。

(1) 保育環境改善等事業【拡充・再掲】(保育対策総合支援事業費補助金)

保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

令和6年度においては、安全対策事業において、ＩＣＴを活用した子ども見守りサービス（ＧＰＳやBluetoothを活用したシステムなど）などの安全対策に資する機器等を導入するための経費について、令和4年度第2次補正予算に引き続き支援する。

(2) 保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援【新規・令和5年度補正予算】(こども政策推進事業費補助金)

パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置による子どものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援する。

【対象施設】

※保育所等：保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設

※地域子ども・子育て支援事業等：放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、児童厚生施設、市町村子ども家庭総合支援拠点 等

※児童養護施設等：児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託施設含む）、障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所

【実施主体】都道府県、市区町村 【補助割合】国1／2、都道府県等、1／4、事業者1／4

【補助基準額】 1施設あたり 100千円